仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

被保全権利 発信者情報開示請求権

申立の趣旨

　債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ。

との裁判を求める。

申立の理由

1. 被保全権利
	1. 本件投稿

　インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●）。

* 1. 発信者情報開示請求権
		1. IPアドレス等の開示

　本件申立てに先立ち債権者は、本件サイト管理者から、IPアドレス等の開示を受けた（甲●：仮処分決定、甲●：開示情報）。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスは、債務者が管理するものである（甲●：WHOIS）。

　同IPアドレスが割り当てられたサーバーコンピュータは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）2条2号の「特定電気通信設備」であり、債務者は同条３号の「特定電気通信役務提供者」である（最一小判平22.４.８民集64巻３号676頁）。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　債権者は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　債務者は投稿者と通信役務提供契約を締結していない。他方、取引先情報として、他の開示関係役務提供者の情報を保有している（甲●）。

３　小括

　したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として、別紙発信者情報目録記載の各情報について、法５条１項の発信者情報開示請求権を有する。

1. 保全の必要性
	1. 他の開示関係役務提供者の早期開示の必要性

　接続プロバイダの通信記録の保存期間は３～６か月程度のため（甲●）、債権者が債務者に対し発信者情報開示請求の本案訴訟を提起しても、請求が認容され、他の開示関係役務提供者が開示された時点では、同社の通信記録は削除されている可能性が高い。

* 1. 小括

　そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、他の開示関係役務提供者の仮の開示を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

１　甲号証写し 各１通

２　証拠説明書 １通

３　委任状 １通

４　資格証明書 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

 債権者 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 債権者代理人弁護士 ●

〒●

 債務者 ●

 上記代表者代表取締役 ●

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを同目録記載の接続日時（JST）に使用し、同目録記載の接続先IPアドレスに接続した通信を媒介した他の開示関係役務提供者に関する以下の情報

１　氏名または名称

２　住所

３　電話番号

４　電子メールアドレス

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿者名 |  |
| 投稿内容 |  |
| IPアドレス |  |
| 接続日時（JST） |  |
| 接続先IPアドレス | のうち、いずれか |

（別紙）権利侵害の説明